

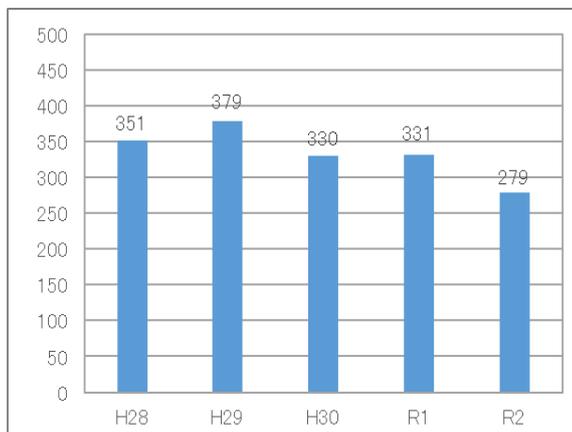
## 安易な借金、避けよう

複数の消費者金融業者などから多額の借り入れをし、その返済が困難になる状況を多重債務といいます。収入が減少し、生活費やローン返済のために借り入れを重ねてしまったり、クレジットカードによる無計画な買い物を重ね、支払ができなくなったりした、という相談が寄せられています。

- ▼失職したため収入に行き詰まった。生活費はクレジットで支払い、住宅ローンはキャッシングしたお金であてがっていたが、期日までに返済ができない。(40代・男性)
- ▼先物取引で預貯金を使い果たし、損失を取り返すために、2社からカードローンで200万円を借りたが返済できない。(50代・男性)
- ▼息子がギャンブル依存で借金が膨らみ、督促状が届いた。何度か肩代わりしているが、妻子があるのに、借金を繰り返し、ギャンブルにつき込んでしまう。(60代・女性)

借金問題の解決には「債務整理」という手段がありますが、具体的には、主に以下の4つの方法があります。

① 裁判所を利用せず、債権者との話し合いで借金の総額や月の返済額を決め直し、返済していく「任意整理」②裁判所に申し立てをして、調停委員のあっせんにより借金の総額や月の返済額を決め直し、返済していく「特定調停」③裁判所に申し立てをして、借金の一部を一定期間に分割で返済し、残りの借金返済を免除してもらう「個人再生」④裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらう「自己破産」



※県内の消費生活相談窓口寄せられた  
多重債務に関連する相談件数

多重債務に陥ると、仕事を休んで金策に走り回ったり、執拗な督促によって追い込まれ精神的に疲弊してしまい、最悪の場合は家庭崩壊を招くなど、生活の基盤を根底から揺るがしかねません。返済の見通しの立たない安易な借金は避けましょう。

県では借金問題でお困りの方に、法律専門家による無料相談会を開催しています。相談会では法律専門家から状況に応じた適切な解決策について直接助言を受けることができます。一人で悩まず、まずは最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8:30～17:00 土曜日9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。